

平成 29 年第 2 回さくら市議会 定例会追加議案書

(平成 29 年 6 月 2 日提出 追加議案第 1 号～第 22 号)

付 議 事 件

第2回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
追加 1	組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	市 長	P 1
追加 2	さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	市 長	P 3
追加 3	さくら市体育施設条例の一部改正について	市 長	P 8
追加 4	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 10
追加 5	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 11
追加 6	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 12
追加 7	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 13
追加 8	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 14
追加 9	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 15
追加 10	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 16
追加 11	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 17
追加 12	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 18
追加 13	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 19
追加 14	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 20
追加 15	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 21
追加 16	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 22
追加 17	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 23
追加 18	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 24

番号	事 件 名	提案者	ページ
追加 19	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 25
追加 20	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 26
追加 21	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 27
追加 22	さくら市農業委員会委員の任命同意について	市 長	P 28

追加議案第 1 号

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(さくら市議会委員会条例の一部改正)

第1条 さくら市議会委員会条例（平成17年さくら市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総務部」を「総合政策部」に改める。

(さくら市部設置条例の一部改正)

第2条 さくら市部設置条例（平成17年さくら市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「総務部」を「総合政策部」に改める。

(さくら市総合計画審議会条例の一部改正)

第3条 さくら市総合計画審議会条例（平成17年さくら市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条中「総務部企画政策課」を「総合政策部総合政策課」に改める。

(さくら市行政不服審査会条例の一部改正)

第4条 さくら市行政不服審査会条例（平成28年さくら市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部」を「総合政策部」に改める。

(さくら市住居表示審議会条例の一部改正)

第5条 さくら市住居表示審議会条例(平成18年さくら市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部」を「総合政策部」に改める。

(さくら市交通安全対策会議条例の一部改正)

第6条 さくら市交通安全対策会議条例(平成17年さくら市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部」を「総合政策部」に改める。

(さくら市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の一部改正)

第7条 さくら市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(平成18年さくら市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部」を「総合政策部」に改める。

(さくら市国民保護協議会条例の一部改正)

第8条 さくら市国民保護協議会条例(平成18年さくら市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総務部」を「総合政策部」に改める。

(さくら市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第9条 さくら市特別職報酬等審議会条例(平成17年さくら市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部」を「総合政策部」に改める。

(さくら市補助金審議会条例の一部改正)

第10条 さくら市補助金審議会条例(平成17年さくら市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部」を「総合政策部」に改める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

追加議案第2号

さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について

さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を次のように定める。

平成29年6月2日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。
- (2) 条例等 条例及び規則等をいう。
- (3) 規則等 規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2

項に規定する規則その他の規程を含む。)、企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。)及びその他の規程をいう。

(4) 市の機関 議会、執行機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律若しくは条例等により独立に権限を行使することを認められた職員をいう。

(5) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(6) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(7) 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(8) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関に対して行われる通知をいう。

(9) 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき市の機関が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。

(10) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(11) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき市の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(12) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 市の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する

書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 市の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 市の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、市の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第7条 市長は、市の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。
(さくら市行政手続条例の一部改正)
- 2 さくら市行政手続条例(平成17年さくら市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方

式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を加える。

追加議案第 3 号

さくら市体育施設条例の一部改正について

さくら市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市体育施設条例の一部を改正する条例

さくら市体育施設条例（平成 17 年さくら市条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 さくら市喜連川高校跡地第 2 グラウンドの項中「さくら市喜連川高校跡地第 2 グラウンド」を「SAKURA グリーンフィールド」に改める。

別表第 2 のうち 4 さくら市運動場使用料の表中

「

さくら市喜連川高校	全面	1 時間	500 円	—	
跡地第 2 グラウンド	片面	1 時間	250 円	—	

」を

「

SAKURA グリーン フィールド	サッカー コート全 面	1 時間	1,500 円	2,000 円	
----------------------	-------------------	------	---------	---------	--

サッカー コート半 面	1 時間	750 円	1,000 円	
フットサ ルコート	1 時間	600 円	500 円	

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

追加議案第 4 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

石 田 多 美 子

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

追加議案第 5 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 石 原 功 江

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

追加議案第 6 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 大塚 明 美

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

追加議案第 7 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

小 川 雅 之

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

追加議案第 8 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

見 目 桂 一

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

追加議案第 9 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 小 池 利 一

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

追加議案第 10 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

小 菅 和 彦

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

追加議案第 11 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

小 林 功

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花塚 隆志

追加議案第 12 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

小 林 義 和

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

追加議案第 13 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

小 室 規 雄

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

追加議案第 14 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

齋藤 克之

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花塚 隆志

追加議案第 15 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

齋藤 敏一

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花塚 隆志

追加議案第 16 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

関 誠

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花塚 隆志

追加議案第 17 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

千 野 根 友 治

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

追加議案第 18 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

中山 隆

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花塚 隆志

追加議案第 19 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

七久保 勉

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花塚 隆志

追加議案第 20 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

舟 本 幸 美

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

追加議案第 21 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 古 澤 一 郎

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

追加議案第 22 号

さくら市農業委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

吉 成 重 男

生年月日



平成 29 年 6 月 2 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志